

海外における日本料理の調理技能認定

認定団体募集要領

株式会社和食人材プラットフォーム

技能認定事業課

「海外における日本料理の調理技能認定に関するガイドライン」に基づき、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能の修得度合いに応じて認定する認定団体を募集します。応募にあたっては、以下の要件等をご留意の上、申請願います。

1 認定団体の要件

- ガイドラインに基づく日本料理の調理技能の認定等の活動を行う意思と能力を有する団体であること。
- 日本料理の調理技能の認定等に必要な事務について、適切な管理体制及び処理能力があること。
- 団体の役員等が暴力団員でないこと。

2 認定団体の責務等

(1) 日本料理の調理技能認定

認定団体は、教育、講習、研修、実務等により、ガイドラインの要件に沿った「日本料理に関する知識及び技能」を確実に習得させた上で、認定を行うこと。又、認定講習として実施するカリキュラムは管理・運用団体が発行する「日本料理に関する知識及び技能認定」の要件に沿ったものとする。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syokubun/pdf/160601-04.pdf>

(2) 認定証の交付

認定団体は、ガイドラインの第4で定める日本料理の調理技能認定に関するロゴマークを付した認定証を交付すること。

参考 URL : <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syokubun/160601.html>

(3) ロゴマークの利用許諾申請書の提出

認定団体は、運用・管理団体に対し、ロゴマークの利用許諾申請書を提出すること。

(4) 日本料理の調理技能の認定を受けた者へのサポート

認定団体は、日本料理の調理技能の認定を受けた者に対し、食材に関する情報の発信、講習会の開催等のサポートを行うこと。

(5) 報告

認定団体は、日本料理の調理技能の認定を受けた者のリスト（氏名、性別、認定カテゴリ及び就業している日本食レストラン名を記載したリスト）を作成し、半年毎（9月末現在、3月末現在）に、運用・管理団体へ報告すること。

3 申請

(1) 申請書及び添付書類

- ① 申請書
- ② 団体の概要（会社概要、直近3期分の決算書、会社登記簿謄本）
- ③ 認定団体に対するお考え、認定団体登録の目的に関する一筆
- ④ 希望する開業前サポートのタイプ（別紙-1参照）とその理由

(2) 申請書の提出先・提出方法等

下記住所宛に必要な書類一式を送付下さい。

〒104-0045

東京都中央区築地 3-7-2 築地スカイビル 3F

株式会社 和食人材プラットフォーム 事業推進部行

TEL : 03-6264-0043

FAX : 03-6264-0044

4 諸費用

(1) 認定団体登録料

認定団体登録料 100千円（消費税別途）

※認定団体登録料として100千円（消費税別途）を初回登録時に納付して頂きます。

※別途認定団体登録の契約締結が必要です。

※一旦徴収された認定団体登録料は如何なる理由であれ返却致しません。

(2) 年会費

年会費 100千円（消費税別途）

※登録契約と同時に登録契約月から1年間分の年会費を一括で納付して頂きます。

又、翌年以降についても同様と致します。

※一旦徴収した年会費は途中解約の場合も含めて如何なる理由があろうと返却致しません。

(3) 認定者登録料

※技能認定者登録に伴う諸費用として、各ランクに応じた認定者登録料を徴収致します。尚、認定者登録料には認定者に授与する修了証書（シリアル No 付）と認定バッジ（シリアル No 付）の代金が含まれます。

ゴールド：30,000円（消費税別途）

シルバー：20,000円（消費税別途）

ブロンズ：10,000円（消費税別途）

(4) 開業までのサポート

※有償サポートとなりますが、必要に応じて運用管理団体からの開業サポートが受けられます。
個別にご相談ください。

5 認定事業関連事項

(1) 講義

※運用管理団体より各ランク毎に修得すべき知識、技能のガイドラインの提示を受け、それに沿って認定団体がカリキュラムを作成し実施するか、若しくは運用管理団体よりのサポートを受けて実施致します。講義受講の金額に関しては認定団体が任意に設定するものとし、講義実施により得られた講義料収入は全額認定団体に帰属するものと致します。

(2) 検定

※運用管理団体より各ランク毎に修得している事を確認すべき知識、技能のガイドラインの提示を受け、それに沿って認定団体が検定問題を作成し実施するか、若しくは運用管理団体のサポートを受けて実施致します。検定に要する金額に関しては認定団体が任意に設定するものとし、検定実施により得られた検定料収入は全額認定団体に帰属するものと致します。

又、各ランクの検定の実施時期に関しては下記の通りと致します。

ゴールド：毎年7月

シルバー：毎年7月

ブロンズ：毎年1月・7月

6 その他留意事項

(1) 認定団体は、ガイドラインに基づく日本料理の調理技能の認定にあたり、知りえた内部情報や個人情報、調理技能認定以外の目的で使用しないこと。

(2) 認定団体が行う認定に係る業務がガイドラインに適合しない又は申請の内容と異なると判断した場合には、認定を取り消します。

(3) 認定団体であることの公表等

ホームページ等において、認定団体である旨を公表する場合があります。

(4) 認定された料理人が就業している日本食レストラン店の情報発信

農林水産省が運営する海外日本食レストラン等の検索サイトである「Taste of Japan」に掲載される場合があります。

URL:<http://www.tasteofjapan.jp/>

(5) 報告書の取り扱い

報告内容は、運用・管理団体のホームページ等で公表される場合があります。